

橋本市訓令第9号

橋本市職員表彰規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和7年12月8日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員表彰規程の一部を改正する訓令

橋本市職員表彰規程(平成18年橋本市訓令第30号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(橋本市職員表彰審査委員会)</p> <p>第8条 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査するため、橋本市職員表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。ただし、被表彰者の選考については、<u>その成果が明らかな場合</u>、委員会の審査を省略することができる。</p>	<p>(橋本市職員表彰審査委員会)</p> <p>第8条 被表彰者の選考及び表彰に関する重要事項を審査するため、橋本市職員表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。ただし、<u>第1条第3号及び第4号に該当する被表彰者の選考</u>については、委員会の審査を省略することができる。</p>

附 則

この訓令は、令和7年12月8日から施行する。